

相談会当日の予定と参加申込について

個別の相談会は、ご参加いただいた方をお待たせすることを避けるため、事前のお申込をお願いしております。下の「相談会（個別）参加申込票」に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メール、窓口持参のいずれかの方法にて、9月9日（金）まで（必着）にお申し込みください。（説明コーナーへの参加申込は不要です。）メールでのお申込につきましては、必要事項を直接メール本文にご記入ください。

なお、参加の決定につきましては、事務局からのご連絡をもって決定とさせていただきます。ご希望される時間に重複が生じた場合には、事務局で調整させていただいた上でご連絡いたします。

当日の予定

	説明コーナー (全体)	相談会 (個別)
10:00		開始
11:00	定時説明	要予約
12:00	休憩(1時間)	
13:00	定時説明	
15:00	定時説明	
17:00	終了	

※定時説明は3回とも同じ内容で、約30分を予定しています。定時以外はパネルを使用した簡易説明になります。

北区まちづくり部 まちづくり推進課 担当：小池、神谷
〒114-8508 北区王子本町1-15-22
事務局・問い合わせ先 電話 3908-9154 FAX 3908-2244
E-mail: machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

相談会（個別）参加申込票

お名前	ご住所
参加希望日（希望する日に○） 10月15日 / 10月29日	ご連絡先（電話番号）
希望する時間帯（希望する数字に○）	建替えに関して相談したい内容（該当する数字に○）
1 午前10時～11時	1 助成金の額や利用期限について
2 午前11時～12時	2 建替えできない問題の解決方法について
3 午後1時～2時	3 建替えに関連する相続や贈与の問題について
4 午後2時～3時	4 建替えを行う際の資金計画について
5 午後3時～4時	5 建替えに関連する借地・借家権について
6 午後4時～5時	相談したい内容について、できるだけ詳しくお書きください。

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して



発行：志茂まちづくり協議会 URL: <http://shimo.machikyou.net/>

建替え相談会 開催のご案内

—あなたのお悩み、専門家に相談してみませんか?—

このたび志茂地区では、“お住まいの建替え”に際しお困りの方などに対し、各々の状況に合った制度と利用できる支援等を知っていただくための『建替え相談会』を開催いたします。この建替え相談会では、「建替えに関する各種支援制度の内容についての全体説明」と、「個別のブースを設けての相談会」を開催いたします。多くの皆様のご参加をお待ちしております。（※今回は建替えに関する相談会です。建替えに関係のない質問等にはお答えできませんのでご注意ください。）

—開催日時—

第1回 10月15日（土）
第2回 10月29日（土）
【午前の部】 午前10時～12時
【午後の部】 午後1時～5時
（※第1回、第2回とも同じ内容です。）

—会場—

志茂東ふれあい館A・Bホール（志茂4-44-1）

—相談内容に応じた専門家をお呼びします!—

個別の相談会では、「古い建物を建替えたいけれど、助成金はどのくらいもらえるのかしら…」などの建築に関するご質問のほか、法律に関するご質問などに対しても、ご要望に応じた専門家をお呼びする予定です。皆さまが必要とされる専門家にご相談できる機会を設けるために、まずは裏面の参加申込票にて、事前にご相談内容をお知らせください。



●交通
・地下鉄南北線「志茂駅」(2番出口)下車 徒歩5分
・都バス 赤羽駅東口から豊島5丁目団地行「志茂1丁目」下車 徒歩6分
・都バス 王子駅から赤羽駅東口行「志茂1丁目」下車 徒歩6分



詳しくは裏面をご覧ください。

“お住まいの建替え”に際し、ご活用いただける助成事業をご紹介します。

志茂1～5丁目全域が対象となる助成事業

老朽建築物除却支援

<助成対象者>

- 老朽建築物の所有者または建築物のある土地の所有者

<対象の老朽建築物>

下記の①～③のいずれかに該当する建築物

- ①密集法において延焼防止上危険な木造建築物として国が定める基準に該当する木造建築物
- ②区の調査によって危険であると認められた昭和56年以前に建てられた建築物
- ③区の調査によって倒壊の危険があると認められた建築物

<助成金額>

- 老朽建築物及びこれに附属する工作物等の除却、敷地の整地に要する費用次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
 - ◇実費額
 - ◇国が定める単価に、老朽建築物の助成対象床面積を乗じた額
 - ◇限度額160万円

不燃化建替え促進支援

<助成対象者>

- 建替え前の老朽建築物の所有者

<助成対象建築物>

- 長屋及び共同住宅を含む建築物（風俗営業の用途を除く）
- 老朽建築物を、耐火建築物又は準耐火建築物にするもの

<助成金額>

- ①老朽建築物及びこれに附属する工作物等の除却、敷地の整地に要する費用次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
 - ◇実費額
 - ◇国が定める単価に、老朽建築物の助成対象床面積を乗じた額
 - ◇限度額160万円
- ②建築設計及び工事監理に要する費用
 - 【戸建建替え】次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
 - ◇助成対象床面積（建築物の地上1階から3階までの床面積の合計）に応じて定めた額
 - ◇限度額 耐火建築物：90万円、準耐火建築物：80万円
 - 【共同建替え】（2世帯住宅等の親族利用の場合は戸建てとなる）次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
 - ◇対象額算定式から算出した設計・監理料
 - ◇限度額 耐火建築物：450万円、準耐火建築物：200万円

老朽住宅除却後の土地、不燃化建替え後の住宅にかかる税金の減免

防災上危険な老朽建築物を除却した更地にかかる固定資産税・都市計画税の減免

- <減免される期間>老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分
- <減免される割合>住宅を除却した後の土地にかかる固定資産税・都市計画税の8割

不燃化のための建替えを行った住宅にかかる固定資産税・都市計画税の減免

- <減免される期間>新たに課税される年度から5年度分
- <減免される税額>新築した住宅に対する固定資産税・都市計画税の全額

※上記3つの助成事業の事業期間は、いずれも平成33年3月までです。

対象区域が限定される助成事業

地区防災道路中心から15m

地区防災道路志茂地区 都市防災不燃化 促進事業

【事業期間】
平成38年3月まで

- 地区計画のルールに適合する耐火建築物または準耐火建築物を建築する場合の、基本助成と個々の条件に応じた加算助成
- 基本助成の金額は、助成対象床面積（建築物の地上1～3階までの壁で囲われた部分の床面積の合計）に応じて算出

地区防災道路に接する敷地

壁面後退奨励金支援

【支援期間】
平成33年3月まで

- 地区計画に定める地区防災道路（現況幅員6m未満）に接する敷地において、幅6mの道路状空間を確保するため、建築物または工作物の除却を行う場合の助成
- 後退面積に応じて100万円を限度に支援

補助86号線沿道両側30m

補助86号線志茂地区 都市防災不燃化 促進事業

【事業期間】
平成38年3月まで

- 一定の要件を満たす耐火建築物への建替え等に対する、最低でも200万円の基本助成と個々の条件に応じた加算助成
- 基本助成の金額は、助成対象床面積（建築物の地上1～3階までの壁で囲われた部分の床面積の合計）に応じて算出

助成対象区域

